

きりゅう 市議会だより

平成15年2月1日

No.185



みんなでクッキーづくりに挑戦(すみれ保育園)

平成14年第4回定例会は、12月6日(金)に招集され、20日(金)までの15日間の会期で開かれました。この定例会では、市長提出議案27件の審議を行い、それぞれ原案可決・同意し、議員提出議案4件の審議も行い、4議案とも原案のとおり可決しました。

主な掲載記事

一般質問を14議員が行う.....	2~5
桐生市議会議員定数条例案を可決.....	6
主な議案.....	6
第1回臨時議会.....	7
意見書案3件を可決.....	8

一般質問

十二月十九日(木)・二十日(金)の二日間にわたり、十四人の議員が、市政全般にわたる問題について一般質問を行い、市当局の見解を求めました。

合併問題

質問 合併への動きが桐生広域圏内の町村から太田市になったが、合併はあくまで住民の意志を尊重するものではないか。

答弁 合併の基本的な考えは、住民の意志が最優先される。桐生広域圏は、関東でもお手本になるくらい広域行政が進んでいる。そのような中で、自然体の合併を望んでいたが、任意合併協議会設立の合意には至らなかった。
ここで、生活基盤中心の

桐生広域圏の合併から、産業基盤がしっかりしている太田市との合併を研究していきたいということである。

競艇の三課題

質問 競艇収益の現状と、施設借上げ料の引き下げ、法定交納付金の引き下げ、開催諸経費の見直しの三つの課題の実現はどうか。

答弁 平成十四年度の競艇事業は、第八回終了の十一月二十四日まで七十五日間開催したが、収支状況は、約三億四千万円の赤字となっている。



(桐生競艇場)

なお、施設借上げ料引き下げ等の三課題については、実現に向けて引き続き努力していきたい。

質問者

- 関口直久(日本共産党)
- 森下清秀(政友会)
- 石井秀子(桐愛会)
- 下田文男(フォーラム桐生)
- 岡部純朗(市政クラブ)
- 中田米蔵(日本共産党)
- 寺口正宣(公明党)
- 園田恵三(フォーラム桐生)
- 岡部信一郎(市政クラブ)
- 大澤幸一(フォーラム桐生)
- 佐藤貞雄(日本共産党)
- 飯山順一郎(自由クラブ)
- 鈴木輝且(公明党)
- 小滝芳江(フォーラム桐生)

広域圏事業の負担割合

質問 桐生広域圏は、将来ひとつになると考えていたが、任意合併協議会が設立には至らなかった。そこで、広域圏事業の主な施設の負担割合は、どうなっているのか。

答弁 広域圏として行っている事業は、清掃センター、斎場、消防、厚生病院がある。清掃センター建設関係費は、人口割十パーセント、均等割十パーセント、ごみの搬入量割八パーセントを基本として競艇事業

の恩恵を受けない三村については、均等割分を負担軽減している。厚生病院は、増改築に係わる元利償還金や運営事業費、医療機器整

(広域清掃センター)



備費に対して、桐生市が九パーセント、三町三村で十パーセントである。斎場は、平成十一年度から、消防は、平成十年度から組合へ移管したので施設建設関係の負担割合はない。

広域圏への派遣職員

質問 広域圏施設の職員派遣は、どうなっているのか。

答弁 清掃センターの派遣職員は、二十三人。斎場は、九人。消防は、消防長のみである。厚生病院は、三人派遣している。

高齢化と医療費

質問 県下一の高齢化とそれに伴う医療費上昇に対
(おたっしや停留所)



し、どう取り組むか。

答弁 高齢化に伴う医療費増大は、国も抜本的な改革を現在研究している。桐生市においては、高齢者の健康づくりの指針として「元気織りなす桐生21」を策定し、喫煙、休養、こころの健康、栄養・食生活、歯の健康などの六項目の生活習慣病を防ぐための事業を実施し、健康、寿命の延伸を目指している。
特に高齢化医療対策として、保健師による家庭訪問と医療相談を実施している。健康増進事業としては、

家賃補助

おたっしや停留所に自動血圧計を設置、生き生きリクリエーション体操を実施し、保健・医療・福祉と連携をとり、老人医療費の引き下げ活動に取り組んでいる。

質問 子供が三人以上いる世帯への家賃補助などの支援策は考えられないか。

答弁 現在、所得が一定額未満の世帯に対し、児童手当が支給されていることと、賃貸住宅と持家との均衡があり家賃補助は当面実施は困難と考えている。

合併問題

質問 大田市との合併問題は避けておろすことができなと思うがそれに向けてのスケジュールはどうか。

答弁 十一月十二日に「桐生太田合併研究会」がスタートし、今後両市で共同研究を行い、その後、両市長に結果を報告することになっている。時期については、二〇〇五年の合併特例法の期限内での合併を目指す。

おりひめバス

質問 川内町一丁目奥ま

でのおりひめバス運行についてどのように考えるか。

答弁 現在、川内町一丁目方面へは、川内・広沢線名久木・梅田線の二路線が運行されている。小倉会館前バス停から奥の路線運行は地元からも要望が出ている。この路線は、以前にも要望が出され、現地調査を行ったが、道路形状が厳しいところから実現に至らなかった経過がある。この区間は、おり返し運転の回転場所、道路事情、それによって生じる運行時間などの解決が必要である。また、



(おりひめバス)

他の路線との調整等も必要であるので、今後さらに研究を深めていきたいと考えている。

桐生専門店会商品券

質問 桐生専門店会商品券の利用推進の経緯及び次年度以降の計画についてどう考えるか。

答弁 桐生商工会議所商業部会が中心となって、桐生地域振興券推進協議会を発足させ、地元商品券利用推進のための研究を行い、市内の百二十八事業所に商業振興を図るための協力依頼を行ったものである。

なお、次年度以降の実施については、商工会議所と調整を図りながら検討して

いきたい。

ハートピア桐生

質問 「厚生年金ハートピア桐生」の施設閉鎖後の
(閉鎖されたハートピア桐生)



経過と、広大な土地を区画整理の代替地とすることについての考えはあるか。

答弁 「厚生年金ハートピア桐生」は、平成十四年六月に利用者の減少により閉鎖された。その跡地について群馬社会保険事務局から「国有財産の利用展望について」の照会があり、関係部局と調整を行ったが利用計画もなく、取得要望する部局もなかったため、その旨群馬社会保険事務局あてに回答を行った。また、代替地としての利用予定もない。

合併特例債

質問 合併特例債は、財政危機を広げることになると思うがどうか。

答弁 市町村が合併することによる、新しい都市としての建設計画を策定し、これに基づき実施される事業に対し、合併特例債が適用される。この合併特例債の充当率は九十五パーセントで、その元利償還金の七十パーセントが交付税措置されることになっている。なお、返済計画等は、合併の枠組みが決まった段階で検

討していくことになる。

国保被保険者証

質問 国保被保険者証不交付世帯の実態把握はどうか。

答弁 国民健康保険法の改正により、災害その他特別な事情がないにもかかわらず国保税を滞納し、なおかつ、再三の納税相談や指導等にも応じない世帯に対し、被保険者証に替えて資格証明書を交付している。なお、被保険者証がなくて病院に行けない等の実態は把握していないが、納税相

談等を行う中で、資格証明書から短期被保険者証に切り替わる方が増えつつあり、今後とも納税しやすい環境づくりに努めていきたい。

(保険年金課)



職員の人員費

質問 市民一人当たりの職員人員費が、県内主要都

(市役所)



市に比べて高い理由は何か。
答弁 職員数については、毎年減少しつつも、公立の保育園や幼稚園が他市に比べて多いことや、他市にはない動物園があること、出張所機能も有する公民館の充実など、きめ細かい行政サービスに力を注いだ結果であると考えている。

緊急地域雇用事業

質問 平成十五年度の緊急地域雇用事業への取り組みはどうか。

答弁 緊急地域雇用創出特別基金事業は、国の基金

事業を活用して、雇用・就業機会の創出を図ることを目的として、平成十一年度から実施されている事業である。県からの事業実施要

望調査時点において、部長会議や庁内メール等で全課に取り組みを依頼した。

平成十四年度は、六課より九事業、四十八人の延べ五千八百八十一人の雇用を予定している。平成十五年度は、二十六件と大幅増の申請を行った。限られた県の予算で、桐生市の事業が多く採択されるよう期待している。

運動公園脇新駅設置

質問 あかぎ国体開催時

相生運動公園脇に、東武鉄道と上毛電鉄の新駅設置を断念した経緯があったが、現在はどうか。

答弁 新駅設置は、周辺の住民や運動公園利用者の利便性の向上などに有効だが、予定地は勾配がきついため電車を停車させることが難しいなど、技術的に困難な面があり断念した経緯があった。しかし、現在は、技術的に新駅設置は可能だが、両鉄道とも乗客が毎年



(運動公園付近)

山田川護岸工事

質問 山田川護岸工事に

ついて、用地買収の進捗もくや今後の工事の予定は。

答弁 天神橋上流約二百メートルまでは、河川改修が終了しているが、用地買収が完了した約百二十メートルについては、工事発注済である。用地買収の進捗は、約五十三パーセントであり、予定地の地権者に対し、今後現状説明を行い、理解と協力を得ながら、平成二十三年度完成を目指している。

合併のビジョン

質問 合併について、太田市との合併後の将来ビジョンの具体的な考えは。

答弁 合併は、それぞれの市の独自性を尊重し、今まで培ってきた文化、芸術、伝統芸能等尊重することが大切であると考えている。

また、合併後は中心地に小さな行政庁を置き、行政事務は、今までの市で行えるようにしたい。合併により地域の特性を失わないよう、将来に向かって発展できる三十万都市として、夢のあ

(太田市役所)



出産費用の委任払い

質問 出産費用の委任払

の中核都市を目指したい。

い制度について、どのように周知しているのか。

答弁 桐生市国保の出産育児一時金の給付額は三十三万三千円で、国基準の三十万円に上乗せしている。

受領委任払制度は、退院時の支出軽減を図るため、出産育児一時金の範囲内で、直接医療機関へ支払うことを平成十四年十月から実施している。この周知は、広報きりゆうへの掲載や、地方新聞上での紹介等で図ってきたが、制度利用拡大のため、今後も周知を図っていききたい。

介護施設の見直し

質問 介護保険関連施設

への待機者解消策と、桐生厚生総合病院の介護療養型施設の見直しについて、どう考えているのか。

答弁 平成十四年八月末現在、待機者は五百六十四人である。事業計画では、今後三年間でグループホーム等を含め四百八人の待機者解消を計画している。なお、特別養護老人ホームへの入所は、家族の状況などに応じ、必要性が高い申込者の入所優先が、施設の努

錦桜橋対策

質問 錦桜橋の橋りょう

の高さの根拠と降雪時の対策は、どうなっているのか。

答弁 桁下の高さは、計画高水位より二メートル以上必要のため、当初設計では五・二メートル高くなる予定だったが、見直しを県に申し出た結果、現在の高

(錦桜橋)



さとなった。今後、降雪時の融雪、除雪の対応は、県へ滑り止め舗装の要望や、降雪時の出動体制づくりについて協議していきたい。

男女平等条例

質問 男女平等条例を早くに制定できないのか。ま

(市民活動支援課)



た、条例が制定されなくても、宣言はできるのか。

答弁 男女平等条例の制定は、桐生ジェンダーフリープランにおいて、平成十六年までに検討する課題でもあり、住民参加による地域にふさわしい条例の制定が望ましいと考えているので、制定を視野に入れて、多方面の分野での十分な研究を行っていききたい。なお、宣言についても条例制定と合わせて研究したい。

地域産業を守る

質問 地域産業を守るた

めに、実状把握と中小企業の要求を反映した対政府要求の実現について、市はどう考えているのか。

答弁 平成十三年七月時点の市内事業者数は、七千六百七十三事業所であり、平成八年より千三百三十二事業所が減少し、負債総額も大幅増であり、大変厳しい状況と認識している。市としては、産学官・研究機関と連携した新製品の開発などで市内事業所を応援している。今後とも国のかじ取りに期待する中、その動向を注視していききたい。

合併問題

質問 合併は桐生市の五十年、百年先を見据えたものでなければならず、今その方向性を決めるうえで、県下で最も充実していると言われ、三十年続いた桐生広域圏の合併の話がなぜ進まなかったのか。また、太田市との合併の話が唐突にでたようだが、広域圏合併の総括がすんでから、次に進むべきではないのか。市民コンセンサスを得るため、市民アンケートを実施すべきだと思いがどうか。

答弁 広域圏一市三町三村での合併問題は、かねてから推進を図ってきたこと

(市役所)



である。桐生市では合併調査室を設置し、広域圏の担当者の研究会で、八百に及び項目の検討を行ってきたところであり、広域圏を重視してきた。太田との合併の話も、庁内での様々な議論の中で選択肢の一つであった。三十年の実績がある広域圏を考えると一番自然体と重視してきた。太田の任意協議会は一市五町で構成しているが、当面は桐生と太田の合併研究を進めるとのことである。市民アンケートは準備ができ次第早い時期に実施したい。

高度・緊急医療の状況

質問 桐生厚生総合病院

における高度医療、緊急医療の現況について、特にM

(厚生総合病院)



RI(磁気共鳴画像診断装置)の導入時期、価格及び使用状況はどうなのか。

答弁 MRIの導入は平成六年六月で、二億三千万円で購入した。また、現在の使用状況は、検査可能人数が一日十人から十二人であり、検査待ちが緊急患者は別として、最長で二週間くらい待つ場合もある。

野外活動センターバス

質問 県立桐生青少年野外活動センター送迎バスの仕様、利用状況、車両管理及び今後の状況については

どうか。

答弁 バスは、昭和六十二年六月に四十二人乗りの共用バスとして購入されたものであり、平成七年七月にセンターに管理運用が移管された。平成十三年度の利用状況は、団体数で九十一件、利用人数は四千二百二人である。年間利用実人数の約三十一パーセントにあたる。管理については、年一回の車検と三ヶ月に一度の定期点検を実施しているが、老朽化しており、新規購入を前向きに検討している。

障害者サービス

質問 障害者サービスに關し、改正社会福祉事業法の平成十五年四月施行に伴い、「措置制度」から「支援費制度」に移行されるが、その制度の概要と費用負担はどうなるのか。

答弁 「支援費制度」は、これまでの生活支援という面だけでなく、自立と社会参加の促進が求められるなか、行政がサービスの受け手を特定し、内容を決定する「措置制度」から障害者自らがサービスを選択し、

契約によりサービスを利用するという仕組みである。

また、費用負担については、現行の費用徴収制度における費用負担と著しく異なることのないよう配慮し、設定されるとなっている。

合併の情報提供

質問 市町村合併に關し、市民にとってわかりやすい情報の提供が必要と思われるがどうか。

答弁 市民に対してわかりやすい情報を提供し、その意向を聞き、検討することが重要と考え、広報きり



(市ホームページ)

ゆつには昨年から計十六回合併に関する記事を掲載した。また、市のホームページへも各種情報を掲載してきたところである。

傍聴席から



金子 照子さん
(広沢町一丁目)

数年前から年1、2回は必ず定例会一般質問の傍聴へ参加し、行政に対しての関心を深めてきた。桐生市も先行きの見えない経済、高い失業率、税金問題など家庭生活に暗い影を落とす出来事が続いている。

そこで、平成14年12月19日午前10時、議員の活動や、市政執行状況見解を知るため、議事堂へ足を運んだ。午前中、3議員の13項目の質問に対して、市長、担当部長の答弁があったが、双方とも綿密に調査し資料を整えての質疑応答だったので判り易かった。また、お互いに自然体で進行する態度に好感を持った。特に私が関心を持って聞いていたのは、競艇事業と合併問題であった。二つとも今後の桐生市発展に関する重大な問題事項である。議員と市長は、膝を交え時間をかけて会議をし、出前講座も実施して、住民が納得する行政をお願いしたいと痛感した。桐生市の基本理念である「元気」「安心」「心豊か」も一層推し進めて頂きたいものである。

終わりに、一人でも多く市議会傍聴へ参加することを切に希望する者です。

桐生市議会議員 定数条例



地方分権一括法により、平成十五年一月一日から市議会議員の定数は、条例で定めることと地方自治法が改正されたことに伴い、この定例会に議員より提出されたものであります。審議の結果、原案のとおり可決しました。
市議会議事堂

桐生市議会議員の定数は、地方自治法の規定により、二十六人とする。

条例施行日

平成十五年一月一日

主な議案

この定例会で、可決された主な議案の要旨は次のとおりです。

手数料条例の 一部改正

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案
原案可決（全員賛成）

概要

地方税法の一部改正により、固定資産課税台帳の縦覧制度の改正及び固定資産

課税台帳の閲覧制度の創設に伴い、縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧手数料について所要の改正を行うもの。

縦覧期間中は手数料無料となり、納税義務者が他の固定資産を確認して、自己の所有する固定資産と比較できるようにする。

条例施行日

平成十五年四月一日

町の区域変更、 字の廃止

町の区域の変更及び字の廃止について
原案可決（全員賛成）

概要

桐生駅周辺土地地区画整理事業に伴い、区画整理事業の換地処分を行うにあたり、町の区域の変更及び字の廃止の必要が生じたため、同事業区域内の宮前町二丁目の一部及び巴町の一部を元宿町等に変更し、元宿町字今井宿の字の一部などを廃止するもの。

水道事業給水条例の 一部改正

桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
原案可決（全員賛成）

概要

水道法の改正に伴い、平成十五年四月一日から水道事業者が貯水槽水道の設置者に適正な管理の履行を求める等、貯水槽管理の徹底を図る必要が生じたことに伴い、所要の改正を行うもの。

条例施行日

平成十五年四月一日



整備された巴町付近

第一回臨時会

平成十四年第一回臨時会は、十一月二十二日に招集され、二十五日までの四日間の会期で開かれました。

この臨時会では、桐生市営競艇開催予定であった二節十一日間の開催が、関東開発株式会社の一方的な三連勝式機器導入工事による施設閉鎖により開催不能となり、桐生市は開催中止に伴う損害をこうむった。このため関東開発株式会社代表取締役社長笹川和弘に対し、損害賠償を請求する訴えを提起するため、訴えの提起について及び平成十四年度競艇事業特別会計補正（第一号）の二件の審議を行い、原案のとおり可決しました。
補正額・・・八百五十万円の増額



桐生競艇場

請願の審査結果

この定例会では、請願14件の審議を行い、次のとおり閉会中の継続審査としました。

閉会中の継続審査となった請願

総務委員会	40号	国民への大増税反対の意見書採択を求める請願	教育民生委員会	30号	「乳幼児医療費の無料化を国としておこなうことを求める」意見書提出の請願
	産業経済委員会	37号		暫定セーフガード発動三品目の即時本発動と他品目のセーフガード発動を求める請願	33号
41号		中小企業に対する大増税反対の意見書採択を求める請願		34号	「公立高等学校教職員の正規定数確保と新採用者の拡大を求める」意見書採択についての請願
42号		パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書採択請願		35号	「30人学級の具体化をすすめ、公立高等学校の学級削減・統廃合をやめ、地域の高校としての存続と充実をはかることを求める」意見書採択についての請願
43号		ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書採択請願		46号	物価スライドの凍結解除による年金の減額をはじめ、年金制度の改悪に反対し、最低保障年金制度の創設を求める請願
44号		一般林政予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願		47号	群馬大学教育学部の存置に関する意見書の採択を求める請願
45号		利根下流流域の林業活性化と大間々事務所存続の意見書提出を求める請願		48号	基礎年金の国庫負担割合3分の1から2分の1へと早急に引き上げを求める意見書採択請願

お知らせ

次回定例会の
開会予定は

3月4日(火)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成14年第4回定例会の会議録は、3月上旬からご覧になれます。また、桐生市のホームページでも、ご覧いただけます。

木村 志津子 氏
(新任)

人権擁護委員

市議会は、次の人事
案件に同意しました。

人事案件

意見書

この定例会では、次のとおり意見書案3件が議員により提出され、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書

現在、政府が進めている「不良債権の最終処理」は、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が危惧されている。金融庁は「金融検査マニュアル別冊」を出し、金融機関の検査において中小企業に配慮する具体事例を例示している。中小企業に対しては、中小企業向けの新たな「金融検査マニュアル」が作成・運用されない限り中小企業への貸し出し抑制の危惧は払拭されない。

また、ペイオフ解禁は、2005年4月からと2年延期されたが、ペイオフの対象となっている地方自治体の公金預金は、地域住民の生活と経済に直結した資金であり、中小企業向け制度融資の原資ともなっている。ペイオフ解禁による公金預金保護のための資金移動は、地域金融機関への不安をあり、地域経済の混乱を招く恐れがある。

さらに、金融問題を根本的に解決するためには、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価、情報の開示をし、地域と中小企業との共生共存をはかる金融機関として支援し育て、企業への融資を物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資に拡大するとともに、貸し手と借り手の公正な取引関係の確立を目指すことを目的とする金融アセスメント法の制定が求められている。

よって、国においては、金融アセスメント法を早急に制定するとともに、次の事項の方策を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の公金預金は、固定性、流動性を問わず、ペイオフの対象から除外し、全額保護する措置を早急にとること。
- 2 不良債権の最終処理にあたっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。
- 3 金融庁は、地域と中小企業の実態にあった「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○総務大臣 ○法務大臣 ○財務大臣
○厚生労働大臣 ○経済産業大臣
○金融・経済財政大臣

北関東自動車道建設凍結に反対する意見書

道路関係四公団民営化推進委員会の中間整理が、去る8月30日内閣総理大臣に対して報告された。この中で、「国土交通大臣及び日本道路公団は、直ちに、高速自動車国道の施行命令の全面執行について、凍結・規格の見直しを含む再検討を行う。」とされている。

桐生市にとって北関東自動車道は、生き生きとした特色のある地方都市圏を形成するための大動脈として、極めて重要な基幹施設である。

よって、国においては、本路線の建設を凍結することなく整備促進を図られるよう、下記事項について特段の配慮を賜りたく強く要望する。

記

- 1 北関東自動車道の建設を工事進捗率や採算性のみで、凍結することなく早期の完成を図られたい。
- 2 北関東自動車道の沿線である群馬県東部地域は、北関東を代表する工業集積地であり、本路線の開通を予定した新たなまちづくりが、随所で展開されている。こうした実情を把握し、国においては、責任を持って整備を継続されるよう強く求める。
- 3 高速自動車道路は、ネットワーク化により、初めて絶大な効果が発揮される。そのために、常磐・東北・関東・上信越自動車道等に繋がる「関東環状道路」の形成路線として、北関東自動車道の整備を国は着実に実施されたい。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○財務大臣 ○国土交通大臣

道路整備に関する意見書

群馬県は、1人当たりの乗用車保有台数、自動車免許保有率が全国1位であり、自動車が県民の日常生活に欠くことのできない移動手段になっている。

このため、桐生市においても主要幹線道路を中心に著しい交通渋滞が発生し、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている。一方、山間地域の道路では、異常気象時には、土砂崩れ、地滑りなどの災害が発生する恐れがあり、通行を制限しなければならない区間が数多くある。

また、歩行者、自転車利用者、障害者などの、全ての人々が快適、安全、安心に利用できる道路環境の整備が強く求められている。

このような状況から、道路予算を確保し、今後とも引き続き道路整備の推進が必要である。

よって、国におかれては、桐生市の特性や事情を考慮した道路整備が推進できるよう、次の事項について特段の配慮を願いたく強く要望する。

記

- 1 桐生市にとっては、道路整備のための長期的、安定的な財源確保が今後とも不可欠である。このための必要な施策を講じられたい。
- 2 首都圏の都市がそれぞれ特色ある発展をするために、北関東自動車道の建設を凍結することなく早期完成を図られたい。
- 3 広域幹線道路である国道50号の未整備区間である前橋笠懸道路の早期四車線化整備を図られたい。
- 4 桐生市の調和のとれた発展と近隣都市との均衡ある道路ネットワーク整備推進のための支援を願いたい。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○財務大臣 ○国土交通大臣